

Ⅲ. O T Oの見直しについて

O T Oは、市場開放問題に関する苦情の処理を行うため、昭和 57 年に設立された。以来 20 年以上にわたり、求められる役割の変化に対応するための累次の体制強化を経つつ、市場開放問題に係る具体的な苦情の処理に一貫して取り組み、我が国の市場開放努力を内外に示すことにも大きな役割を果たしてきた。こうした取組により、現在では我が国の市場アクセスは以前に比べ大きく改善している。

さらに、現在のO T Oの体制が固まった平成6年以降、多国間の枠組みの下で紛争解決を行うW T O体制の発足や、近年のE P A交渉の進展、特区や規制改革等に関する各種要望を受け付け、検討するという枠組みの創設等、内外の経済主体が苦情・要望を解決するために活用できる新たな枠組みが創設されている。

こうした我が国市場アクセスの改善や新たな枠組みの創設等を背景に、O T Oに寄せられる苦情件数は減少しており、その在り方を見直すべき時期に来ていることから、当会議では、平成 17 年7月にO T Oの見直しについて議論を開始し、同年度末において、政府部内の類似の機能と統合することも含め、引き続き検討を進め、平成 18 年中に結論を得るべきとの意見を取りまとめた。

これを受け、政府部内において検討が進められ、類似の機能としては、現在、規制改革・民間開放推進会議及び規制改革・民間開放推進本部からなる規制改革の推進体制があり、平成18年度が設置期限である同会議の後継会議及び同本部と統合することが最適の方針が示されたところである。当会議としては、この方針が妥当なものであると考える。また、新体制の立ち上げに際しては、苦情を受け付ける機能が存続されること及び重要な苦情を審議する枠組みを確保されたい。